住所　茨城県土浦市
グェン・ティ・クィ・ナ　平成６年２月１日生
住所　大阪府枚方市
ホー・イン・フング・ジャクリーヌ　昭和36年11月29日生
住所　東京都江東区
グェン・ティ・ニャン　昭和61年10月28日生
ド・バオ・ゴク　平成26年２月４日生
ド・トラ・ミー　平成29年２月13日生
ド・バオ・ベット　令和２年６月24日生
ド・バオ・ニー　令和３年12月14日生
住所　埼玉県川口市
グェン・ディン・アン　平成18年３月29日生
住所　東京都江戸川区
レ・ティ・アン・ツ　平成２年11月10日生
住所　奈良県橿原市
徐素真　昭和36年９月４日生
住所　奈良県橿原市
蔡惠娟　昭和59年９月２日生
住所　奈良県橿原市
蔡佳岑　昭和60年７月27日生
住所　堺市南区
蔡玉軒　平成４年１月８日生
住所　茨城県那珂郡東海村
グエン・ティ・デュエン・アン　昭和59年11月25日生
ド・カン　平成23年９月18日生
ド・ミン　平成29年３月９日生
住所　神奈川県伊勢原市
デイン・テイ・キム・リエン　平成10年10月10日生
住所　千葉県松戸市
ハー・ティー・フォン・リー　平成７年６月18日生
住所　東京都荒川区
淇仁宗　昭和８年10月５日生
住所　東京都荒川区
梁道仁　昭和32年１月21日生

文部科学省告示配第三号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十一条第一項及び第二項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる無形文化財を重要無形文化財に指定し、同表の下欄に掲げる者を当該重要無形文化財の保持者として認定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和八年十月十六日

文部科学大臣　関　芳弘

上欄	下欄
無形文化財	保持者
芸能の部	
名称	氏名　芸名　生年月日　住所
長唄鳴物	吉田　善男　藤舎　秀蓬　昭和二十一年十月二十九日　東京都新宿区

文部科学省告示配第四号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十一条第四項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる重要無形文化財について、同表の下欄に掲げる者を当該重要無形文化財の保持者として追加して認定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和八年十月十六日

文部科学大臣　関　芳弘

上欄	下欄
重要無形文化財	保持者
芸能の部	
名称	氏名　芸名　生年月日　住所
清元節浄瑠璃	小柳　吉弘　清元　太夫　美寿　昭和十八年一月二十九日　東京都中央区
工芸技術の部	
名称	氏名　雅号　生年月日　住所
蒟醤	藤田　正堂　　昭和三十三年八月二十五日　青森県弘前市
鍛金	三好　光正　三好　正豊　昭和二十六年六月八日　大阪府吹田市

文部科学省告示配第五号

重要無形文化財の指定及び保持者の認定の件（平成二十五年文部科学省告示第百三十四号）で告示した重要無形文化財長唄三味線の保持者中川昇一（今藤政太郎）は、令和八年六月三十日死亡し、当該保持者の認定及び重要無形文化財長唄三味線の指定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十二条第四項前段の規定に基づき同日付けで解除されたので、同項後段の規定に基づき告示する。

令和八年十月十六日

文部科学大臣　関　芳弘

文部科学省告示配第六号

重要無形文化財の指定及び保持者の認定の件（平成十六年文部科学省告示第百三十六号）で告示した重要無形文化財備前焼の保持者伊勢崎惇（伊勢崎淳）は、令和八年七月十一日死亡し、当該保持者の認定及び重要無形文化財備前焼の指定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十二条第四項前段の規定に基づき同日付けで解除されたので、同項後段の規定に基づき告示する。

令和八年十月十六日

文部科学大臣　関　芳弘

住所　三重県熊野市
マリルー・ダヤウン・フナコシ　昭和49年６月12日生
住所　長崎市
ムサブ・テイマン・イドリス・ガサブ　昭和62年11月20日生
住所　長崎市
モハメド・ムサブ・テイマン・イドリス　令和７年７月27日生
住所　埼玉県鶴ヶ島市
サンギタ・タパリヤ　昭和58年12月４日生
ディープソン・パラダン　平成26年４月16日生
住所　埼玉県大里郡寄居町
ノルウインダ・ヴィリアヌエバ・イイジマ　昭和38年12月５日生
住所　さいたま市南区
アイッサム・メリア　昭和63年12月２日生
住所　山口県光市
金晃雄　昭和28年２月９日生
住所　東京都練馬区
裴廷鑄　昭和32年５月23日生
呉淑卿　昭和40年２月25日生
裴秀哲　平成12年10月31日生
住所　さいたま市大宮区
裴賢哲　平成７年11月11日生
住所　千葉県印旛郡酒々井町
スリザナ・スレスタ　平成３年10月９日生

法務省告示配第百五十三号

北海道礼文郡礼文町役場保存の次の除籍が滅失した。

令和八年十月十六日　法務大臣　山下　貴司

北海道礼文郡礼文町大字船泊村四百八十五番地
小笠原順一

法務省告示配第百五十四号

北海道石狩郡当別町役場備付けの次の戸籍が滅失した。

令和八年十月十六日　法務大臣　山下　貴司

北海道石狩郡当別町大字青山奥二千百三十九番地の十六
秋保　軍治